

# ファミリーホームの在り方について

亀澤 美結

1. はじめに
2. 要保護児童の現状
3. ファミリーホームについて
4. ファミリーホームの在るべき形・結論

## 1. はじめに

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを「社会的養護」という。「こどもの最善の利益のために」と「社会全体でこどもを育む」を理念として行われており<sup>1</sup>、養育の形態は複数存在する。しかし、2009年に「児童の代替的養護に関する指針」が国連総会によって採択されたことにより、日本の社会的養護の形も大きく方針変換した。

その例として、里親及びファミリーホーム(以降FH)は、保護の必要な児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う「家庭養護」であるという理念を明確にするため用語の整理が行われた。

児童養護施設や乳児院等「施設養護」に対する言葉としては、里親やFHには「家庭養護」を用い、施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組には「家庭的養護」を用いられるようになった。

また、いままで日本では基本であった、施設養護から家庭的養護への移行のほか、当面、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく「家庭的養護の推進」が目指されるようになった。

里親やFHは最も重視されるべき養育の形なのである。

しかし、平成20年にFHが全国的に施行されてから、要保護児童の数や特徴も大きく変化している。

約20年前の社会状況をもとに定められた形は、現在も有効といえるのだろうか。

本レポートでは、現在の社会に適応するFHの在り方について検討していく。

---

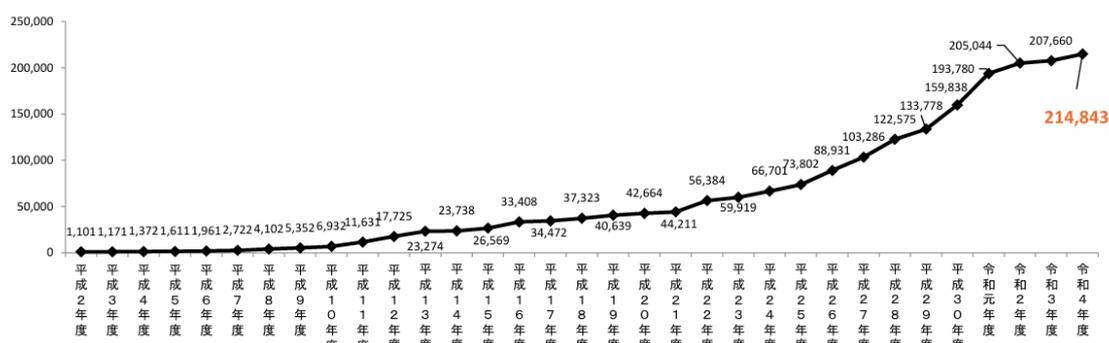
<sup>1</sup> こども家庭庁「社会的養護」、[〈https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo〉](https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo)  
(2025年1月9日閲覧)

## 2. 要保護児童の現状

要保護児童とは、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不適切であると認められる児童を指し、原則として満18歳到達日まで、必要に応じては20歳に到達する日まで里親の下で暮らすことができる。

前章で述べたように、約20年前と現在では要保護児童の特徴に違いが見られる。

下のグラフは、児童相談所における虐待相談対応件数とその推移を示したグラフである。FHが全国的に施行された平成20年と令和4年を比べると、件数は約5倍になっている。また、近年も右肩上がりに推移していることから、今後も増加していくと考えられる。



(注)平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

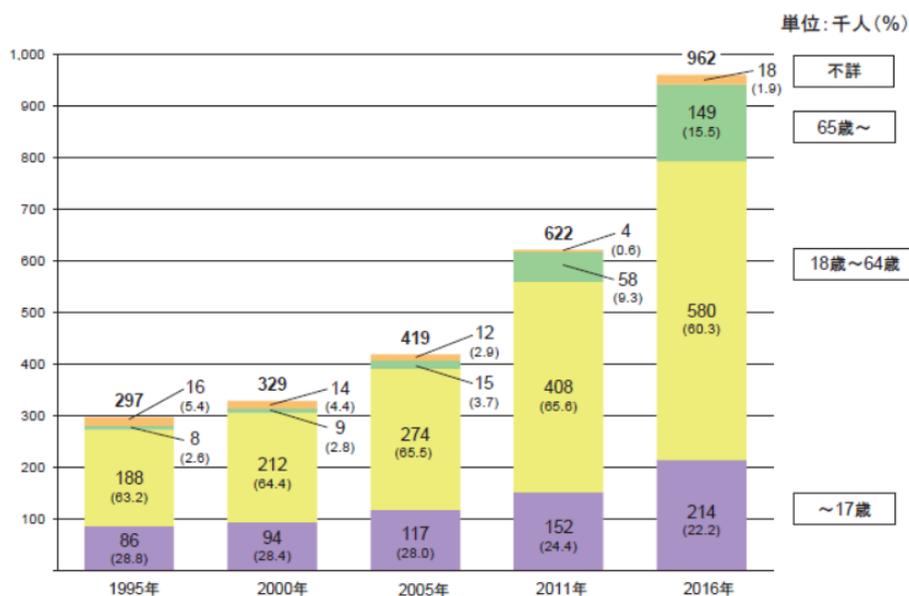
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%

### 令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数

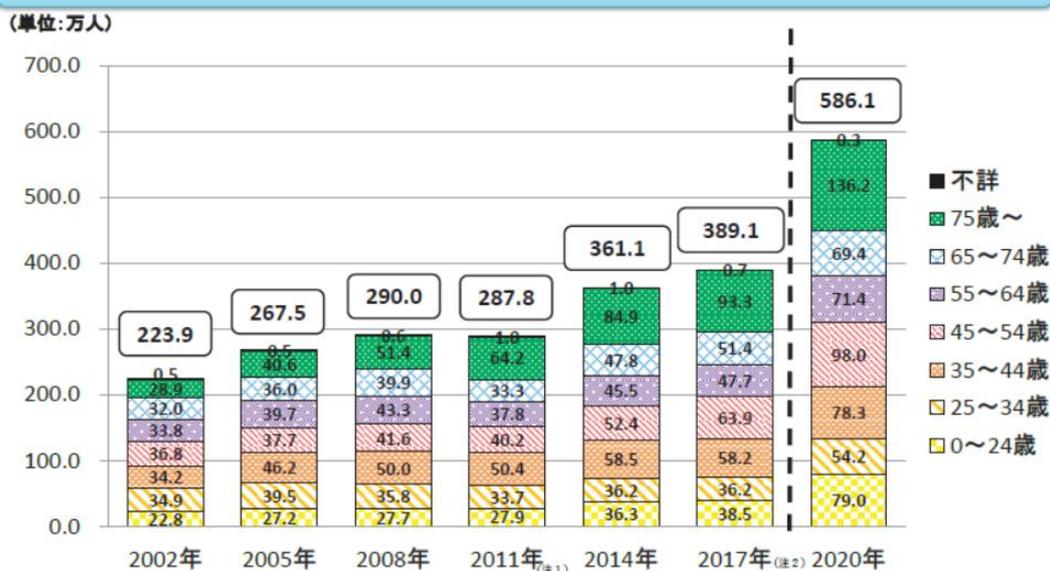
(参照：こども家庭庁「令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数」、1頁、  
[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926\\_policies\\_jidougyakutai\\_26.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidougyakutai_26.pdf)  
 (2025年1月9日閲覧))

また、以下の2つは、在宅の知的障害者数の推移と外来の精神疾患を有する患者の推移を示したグラフである。平成20年（2008年）頃と近年を比較すると、どちらも大幅な増加傾向にあることがわかる。要保護児童は原則として18歳未満だが、その対象年齢に絞ってもなんらかの障害をもつ人の数が増えていることがわかる。

■ 図表3 年齢階層別障害者数の推移(知的障害児・者(在宅))



精神疾患を有する外来患者数の推移(年齢階級別内訳)



(参照:内閣府「参考資料 障害者の状況」

[https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r05hakusho/zenbun/siryu\\_01.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r05hakusho/zenbun/siryu_01.html)

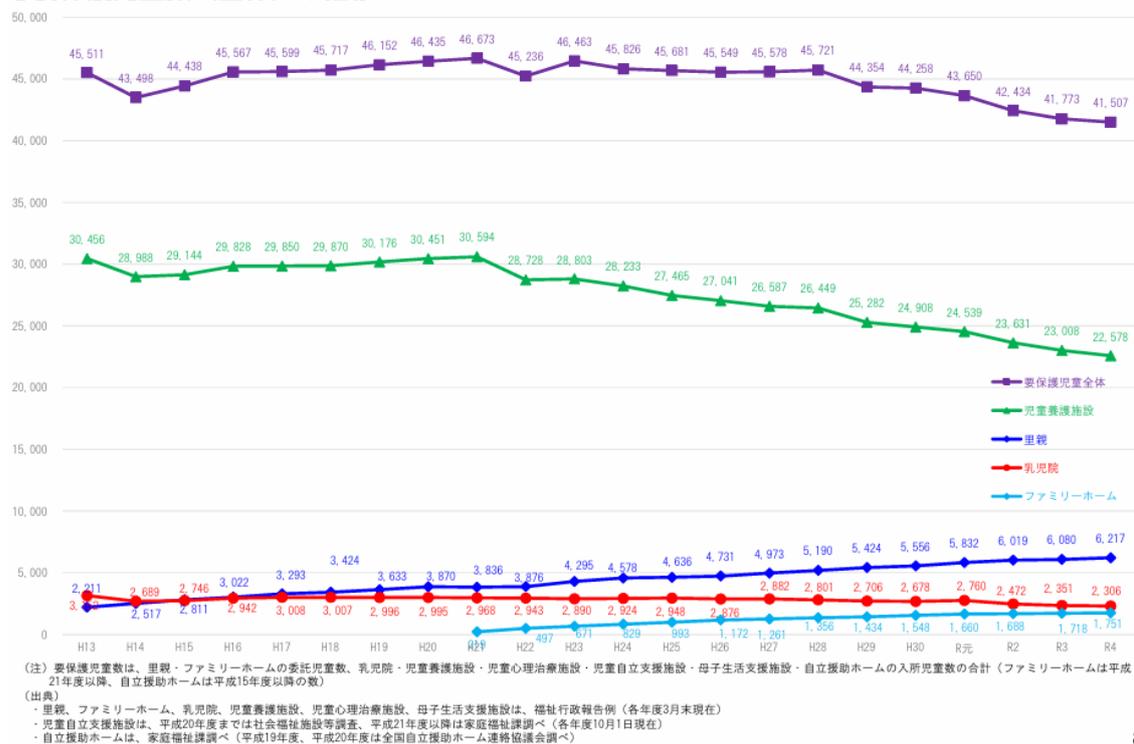
(2025年1月9日閲覧))

一方で、次は要保護児童数の推移を表したグラフである。

紫色が要保護児童全体、水色がFHの入所児童数を表しているが、どちらもほとんど横ばいに推移していることがわかる。

以上の4つのグラフから、少子化により18歳未満の子どもの数が減少傾向にある中で、要保護児童数の割合が大きくなっていること。また、要保護児童の特徴として、特別な対応を必要とする障害児の割合が大きくなっていることが分かる。

### ○要保護児童数（全体）の推移



8

(参照：こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて(令和7年1月)」

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/85d5a9d1/20250108\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_115.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/85d5a9d1/20250108_policies_shakaiteki-yougo_115.pdf)

(2025年1月9日閲覧))

### 3. ファミリーホームについて

1947年に児童福祉法、1951年に児童憲章が定められたこと初めとして、児童福祉の諸制度は発展を続けてきた。かつては、戦災孤児や貧困家庭の子どもたちの保護を目的としていたが、虐待問題の深刻化や家庭への支援が重視される中で、社会的養護は子どもの権利を守るために時代とともに変化してきた。

FHは、平成20年の児童福祉法改正により「小規模住居型児童養育事業」として全国的に実施された。それ以前から里親型のグループホームとして、いくつかの都道府県等で行われていた事業を国が、新たに里親制度と並ぶ家庭養護の制度として法定化したものである。里親のうち多人数を養育するものを事業形態とし、相応の措置費を交付できる制度としたものである。

事業という言葉がつくが、あくまでも養育者の家庭の中で子ども同士の相互の交流を活かしながら基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることが主要な目的である。

そして、里親との最大の違いとしては、家庭養護にも関わらず複数人の児童を養育することが可能であることである。

家庭養護のメリットは、子ども1人1人に目を配ることが可能な点である。しかし、1つの家庭で1~2人の子どもしか養育できない里親制度では、より多くの子どもの最善の利益を追求するという目的を果たすことは難しい。

そこで、特別な対応を必要とする要保護児童が増えている中で、施設養護よりも細やかな対応が可能であり、かつ複数人の児童を養育することができるFHは、現在の社会で最も求められている社会的養護の形だと考える。

### 4. ファミリーホームの在るべき形・結論

前章では、FHが重視されるべき理由について述べた。

続いて、本章では現在の社会のニーズに適したよりよいFHの形について検討していく。結論として、

- ① 現在の措置費で子どもの数を3~4人としたときの運営が可能なこと
- ② 養育方法の徹底
- ③ 養育者の地位向上

の3つが満たされる形がFHのあるべき形だと私は考える。

以下では3つの理由について1つずつ検討する。

#### I. 養育児童数の縮小

1つ目の養育児童数の縮小については、子ども一人一人に十分に耳を傾けるためである。

令和5年の調査では、発達上の特徴・障害のため注視が必要な子どもが居ると答えた養育者が85.4%、また、発達障害を有している子どもが41.7%、知的障害の子どもが

20.8%、病院に通院している子どもも43%居るという結果がある<sup>2</sup>。

さらに、日本ファミリーホーム協議会によると、「6人の子どもに2人では難しい」「子どもの人数が多く、甘えたいときに甘えることができなかった」といった養育者と子どもの両方から委託児童の数を減らした運営を求める声が聞かれている<sup>3</sup>。

家庭的養護にあたる地域小規模児童養護施設が子ども6人に対し職員6.5～7.5人であるデータと比較しても、幸せな生活を維持していくためには十分な措置費のまま委託児童の数を見直す必要があると考える。

しかし、養育児童数を縮小すると、里親との差別化ができずFHのメリットが生かせないという問題点もある。

そこで、FHの措置費の支払い方法を定員払いに変更することが有効だと考える。現状の措置費は、実際に養育している子どもの数を基準として払われている現員払いを採用している。そのため、養育児童数が定員に満たない場合、FHの収入が減少し運営が不安定になる可能性がある。

定員数は6人を維持し今まで通りの児童数を受け入れ可能にしつつも、定員を下回る児童数でも安定した運営を行うことが可能である状態が望ましい。

## II. 養育方法の徹底

2つ目の養育方法の徹底については、子どもと良い関係を築くためである。

現状、養育に対して熱い思いがあるが故、つい手が出たり暴言を浴びせたりする養育者がいることも事実だ。それはどんな理由があろうと許されることではないというのが、現在の社会的養護の世界の常識である。そこで、一般家庭と比べ特に養育の難しい子どもと接する養育者にとって、暴力・暴言が絶対にいけないというならば、それに代わる方法を学べる機会が必要である。その例として、青少年養育支援センターが考案した「SS式イライラしない子育て法」通称CPAを身に着けるための講習の受講、または本資格の取得を養育者になるための条件として定めることが有効だと考える。

CPAでは、「しつけは、親が家庭で行うコミュニケーションによるトレーニングである」という視点から、親が親子のコミュニケーションの歯車をうまく噛み合わせるコツを学び、子どもを上手く褒め・認めたり、子どもの話を受容的に傾聴したり、子どもにとって伝わりやすい指示が出せるようになることを目指す。親子の歯車がかみ合った「コミュニカテ

---

<sup>2</sup> こども家庭庁「里親・ファミリーホーム・施設のあり方の検討に関する調査研究」

〈[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/94b60263-52e6-4394-ba38-b5e9c380e3cb/caed3cb7/20230401\\_policies\\_jidougyakutai\\_Revised-Child-Welfare-Act\\_Research-Yougo\\_03.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/94b60263-52e6-4394-ba38-b5e9c380e3cb/caed3cb7/20230401_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_Research-Yougo_03.pdf)〉

(2025年1月9日閲覧)

<sup>3</sup> 日本ファミリーホーム協議会「ファミリーホーム通信2023年10月号」

〈[https://www.japan-familyhome.org/\\_files/ugd/d23e9b\\_4bb5c05b81064a6fa344597d19617b14.pdf](https://www.japan-familyhome.org/_files/ugd/d23e9b_4bb5c05b81064a6fa344597d19617b14.pdf)〉

(2025年1月9日閲覧)

イブな子育て」ができるようになることで、イライラしない子育てに近づいていくことができる」とされている。

また、3つ目の理由ともつながるが、FHの養育者同士、または施設養護の職員と話し合える機会を提供することもよい対策だと思う。

自分一人では思いつかなかった子どもとの接し方や考え方、養育に関する新たな知識を得ることで、養育者としてのステップアップにもつながると思う。

### III. 養育者の地位向上

3つ目の養育者の地位向上については、FHを孤立させないためである。

FHと施設養護の大きな違いとして、閉鎖的な空間になりやすいということがあげられる。なぜなら、FHは「ファミリーホームに生活の拠点を置く2名の養育者（夫婦）と補助者1名以上」又は「養育者1名と補助者2名以上」によって運営されており、補助者は養育者の実子の場合がほとんどであるからだ。家族運営は温かい家庭環境を提供することができる一方で、家族間の不和や経済的な問題を抱えることが多い。1つ目の理由でも述べたように、養育に難しさを感じている養育者が多い中で、閉鎖的な空間は不適切な養育につながるリスクがある。

また、社会的養護のもとで育った子どもたちにインタビューをした結果によると、「里親や養子縁組の場合は、良い人でなかったらもうそこに居たくない。ところが、居ないといけないから我慢する」「実親のことを聞こうとすると、養育者を嫌っているのではないかと思われるのではないか」「しんどいのに私のいろんなものの世話をしてくれている人、その人の悪口は言えない」のように養育者に気を遣いながら過ごす子どももいることがわかる<sup>4</sup>。そのため、養育者・子どもの両者が相談できる場所を確保するという点において、他の関係機関との連携強化が重要な観点だと考える。その中で、「養育者＝ちょっと子育てを人より多くしている一般の人」の認識のままだと、公の支援機関である児童相談所と親密な関係になることは難しい。そこで、FHの運営方法や経済的な課題についての事前説明の義務化やCPA資格の取得を養育者になる条件として定めることで「養育者」を職業に近い立場として定めることが有効であると考えられる。

児童相談所と同じ社会的養護の担い手として、対等な立場で密接なコミュニケーションが取れるようになることが望ましい。

ファミリーホームが現在の社会のニーズに適する在るべき形となるためには、①養育人数②養育方法③他の関係機関との連携の3つについて見直す必要がある。

子どもの最善の利益を第一に考え、社会的養護の担い手としてファミリーホームの存在を重要視するべきである。

---

<sup>4</sup> 前掲注(3)14-15頁